平成２２年（フ）第１１２７号
群馬県前橋市住吉町１丁目３番12号　アロンジェビル403、住民票上の住所札幌市北区新琴似12条11丁目６番７号
破産者　横井　　強
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３９６号
神奈川県綾瀬市寺尾中３丁目２番９号
破産者　荒木　義晴
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３８号
神奈川県茅ヶ崎市浜見平８番４―501号
破産者　矢野　　均
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６８号
横浜市南区南太田２丁目９番３号
破産者　梶浦　正俊
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４５号
神奈川県綾瀬市上土棚南１丁目６番46号
破産者　佐藤　　誠
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１２３号
横浜市神奈川区子安通３丁目388番地３　クリオ新子安伍番館301号
破産者　鈴木　純子
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４４５号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート５棟706号
破産者　梁間　秀子
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９号
北海道伊達市山下町138番地64　コアハウス伊達202号、前住所北海道伊達市旭町26番地28
破産者　石田　　治
1　決定年月日　平成22年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１６号
兵庫県丹波市春日町黒井2015番地３
破産者　和田　　均
1　破産債権の届出期間　平成23年１月21日まで
2　一般調査期日　平成23年３月11日午後４時
平成22年12月24日
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第９９１６号
大阪府東大阪市日下町４丁目１番64号
破産者　有限会社ヤスカワ商事
1　破産債権の届出期間　平成23年１月28日まで
2　一般調査期日　平成23年３月３日午後３時30分
平成22年12月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０２号
福岡市南区桧原３丁目19番８―101号
破産者　永留　寛之
1　破産債権の届出期間　平成23年２月２日まで
2　一般調査期日　平成23年３月７日午後２時
平成22年12月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５３号
福岡県太宰府市朱雀１丁目11番10号
破産者　一宇　京子
1　破産債権の届出期間　平成23年２月２日まで
2　一般調査期日　平成23年３月７日午後２時15分
平成22年12月22日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７２号
福岡市南区老司２丁目９番41号
破産者　楢崎　隆博
1　破産債権の届出期間　平成23年２月４日まで
2　一般調査期日　平成23年３月17日午前10時
平成22年12月21日
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の特別調査期間

平成２１年（フ）第２４９６号
福岡市南区若久１丁目24番30―305号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区皿山３丁目１番26号トータルサンシャイン皿山壱番館201
破産者　土路生信行
特別調査期間　平成23年２月８日から平成23年２月15日まで
平成22年12月24日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人追加選任

平成２１年（フ）第３７２号
福岡県久留米市東合川町60番地の１
破産者　株式会社江頭漬物
上記の者に対する破産事件につき、次の者を破産管財人に選任した。
福岡県久留米市通町１丁目13野口ビル２階大脇法律事務所　弁護士　大脇　久和
平成22年12月22日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３７３号
福岡県久留米市東合川町60番地１号
破産者　有限会社カネセン
上記の者に対する破産事件につき、次の者を破産管財人に選任した。
福岡県久留米市通町１丁目13野口ビル２階大脇法律事務所　弁護士　大脇　久和
平成22年12月22日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３７６号
福岡市東区多の津４丁目７番23号メイゾン多々良206、旧住所福岡県久留米市東合川町60番地３
破産者　江頭　信次
上記の者に対する破産事件につき、次の者を破産管財人に選任した。
福岡県久留米市通町１丁目13野口ビル２階大脇法律事務所　弁護士　大脇　久和
平成22年12月22日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３７７号
福岡市東区多の津４丁目７番23号メイゾン多々良206、旧住所福岡県久留米市東合川町60番地３
破産者　江頭加寿美
上記の者に対する破産事件につき、次の者を破産管財人に選任した。
福岡県久留米市通町１丁目13野口ビル２階大脇法律事務所　弁護士　大脇　久和
平成22年12月22日
福岡地方裁判所久留米支部